

## 社会福祉法人たかしま会役員等報酬支給規則

### (目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人たかしま会（以下「法人」という。）の理事長、理事、監事、評議員、第三者委員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

### (報酬)

第2条 この規則における役員等の報酬とは、役員等としての業務の対価として支給するものをいう。

2 報酬は、役員等が法人の理事会、評議員会、監査、第三者委員会議及び評議員選任・解任委員会への出席並びに理事長が必要と認める業務に従事したときに支給する。

### (報酬の額)

第3条 役員等の報酬の額は、次の各号に定めるとおりとする。

- |                |    |         |
|----------------|----|---------|
| (1) 理事長        | 月額 | 50,000円 |
| (2) 理事         | 日額 | 5,000円  |
| (3) 監事         | 日額 | 5,000円  |
| (4) 評議員        | 日額 | 5,000円  |
| (5) 第三者委員      | 日額 | 5,000円  |
| (6) 評議員選任・解任委員 | 日額 | 5,000円  |

### (報酬の支給方法)

第4条 月額報酬の支給は、法人の職員給与等支給規則の扱いを準用する。

2 前項の支給において、月の途中で就任又は退任する場合、あるいは報酬に変更があった場合は日割計算とする。

3 日額報酬の支給は、法人の短時間勤務等労働者就業規則の扱いを準用する。

4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額および本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

第5条 役員等に委嘱された者は、就任後速やかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 個人番号カード又は通知カードの写
- (2) その他理事長が必要と認める書類

### (適用除外)

第6条 法人の職員を兼務する役員等は、この規則を適用しない。

### (公表)

第7条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付 則

(施行期日)

この規則は、平成29年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。